

2. 変更しようとする部分を明らかにした託送供給約款の新旧対照表

変更前の託送供給約款	備考	変更後の託送供給約款
<p data-bbox="507 596 1110 663">託送供給約款</p> <p data-bbox="655 720 958 764">(小売託送)</p> <p data-bbox="549 900 1068 942"><u>2020年 7月24日実施</u></p> <p data-bbox="552 1619 1086 1661">東 部 瓦 斯 株 式 会 社</p>	<p data-bbox="1403 884 1546 957">実施日の変更</p>	<p data-bbox="1834 596 2436 663">託送供給約款</p> <p data-bbox="1982 720 2285 764">(小売託送)</p> <p data-bbox="1875 900 2395 942">2021年 1月 1日実施</p> <p data-bbox="1878 1619 2412 1661">東 部 瓦 斯 株 式 会 社</p>

2. 変更しようとする部分を明らかにした託送供給約款の新旧対照表

変更前の託送供給約款	備考	変更後の託送供給約款
<div data-bbox="448 367 1178 1690" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>平成28年12月26日認可 平成29年 3月27日届出 平成29年 7月10日届出 平成29年 8月18日届出 平成29年10月17日届出 平成30年 1月19日届出 平成30年 2月 5日認可 平成30年 6月29日届出 2019年 9月11日認可 2019年 9月20日届出 2019年11月 1日届出 2020年 2月10日届出 2020年 3月 9日届出 <u>2020年 7月14日届出</u></p> </div> <p>1. ~45. 略</p>	<p>日付を追加</p>	<div data-bbox="1783 367 2513 1753" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>平成28年12月26日認可 平成29年 3月27日届出 平成29年 7月10日届出 平成29年 8月18日届出 平成29年10月17日届出 平成30年 1月19日届出 平成30年 2月 5日認可 平成30年 6月29日届出 2019年 9月11日認可 2019年 9月20日届出 2019年11月 1日届出 2020年 2月10日届出 2020年 3月 9日届出 2020年 7月14日届出 2020年12月18日届出</p> </div> <p>1. ~45. 略</p>

2. 変更しようとする部分を明らかにした託送供給約款の新旧対照表

変更前の託送供給約款	備考	変更後の託送供給約款
<p>附則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>2020年7月24日</u>から実施いたします。</p> <p>2. ～4. 略</p> <p>(別表第1)～(別表第3) 略</p> <p>1. ～4. 略</p> <p>(別表第4) 料金表 託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の〔2部料金〕と〔3部料金〕のうち、いずれか1つを選択していただきます。</p> <p>A. 秋田支社地区 〔2部料金〕</p> <p>1. 適用区分 料金表A ガス量が0立方メートルから7立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B ガス量が7立方メートルを超え、24立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C ガス量が24立方メートルを超え、490立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表D ガス量が490立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2. 料金表A (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 400.00円</p> <p>(2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 73.80円</p> <p>3. 料金表B (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 433.00円</p> <p>(2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 69.17円</p> <p>4. 料金表C (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 888.00円</p>	<p>実施日の変更</p> <p>従量料金単価の変更</p> <p>従量料金単価の変更</p>	<p>附則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>2021年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. ～4. 略</p> <p>(別表第1)～(別表第3) 略</p> <p>1. ～4. 略</p> <p>(別表第4) 料金表 託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の〔2部料金〕と〔3部料金〕のうち、いずれか1つを選択していただきます。</p> <p>A. 秋田支社地区 〔2部料金〕</p> <p>1. 適用区分 料金表A ガス量が0立方メートルから7立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B ガス量が7立方メートルを超え、24立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C ガス量が24立方メートルを超え、490立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表D ガス量が490立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2. 料金表A (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 400.00円</p> <p>(2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 71.55円</p> <p>3. 料金表B (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 433.00円</p> <p>(2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 66.92円</p> <p>4. 料金表C (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 888.00円</p>

2. 変更しようとする部分を明らかにした託送供給約款の新旧対照表

変更前の託送供給約款	備考	変更後の託送供給約款																																								
<p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="302 296 1151 338"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>50.19円</td> </tr> </table> <p>5. 料金表D</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="302 478 1151 520"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>4,401.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="302 569 1151 611"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>43.02円</td> </tr> </table> <p>[3部料金]</p> <p>6. 適用</p> <p>以下のいずれかに該当する個別契約の場合に選択することができます。</p> <p>(1) この約款のI.3(33)の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の個別契約</p> <p>(2) この約款のI.3(33)の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合で、契約年間託送供給量が20万立方メートル以上の個別契約</p> <p>7. 料金表E</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="302 1171 1151 1213"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>210.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" data-bbox="302 1262 1151 1304"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>330.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="302 1352 1151 1394"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>9.59円</td> </tr> </table> <p>8. 料金表F</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="302 1535 1151 1577"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>41,876.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" data-bbox="302 1625 1151 1667"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>330.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="302 1715 1151 1757"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>8.59円</td> </tr> </table> <p>9. 料金表G</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="302 1898 1151 1940"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>458,542.00円</td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	50.19円	1か月及び1個別契約につき	4,401.00円	1立方メートルにつき	43.02円	1か月及び1個別契約につき	210.00円	1立方メートルにつき	330.00円	1立方メートルにつき	9.59円	1か月及び1個別契約につき	41,876.00円	1立方メートルにつき	330.00円	1立方メートルにつき	8.59円	1か月及び1個別契約につき	458,542.00円	<p>従量料金単価の変更</p> <p>従量料金単価の変更</p> <p>従量料金単価の変更</p> <p>従量料金単価の変更</p> <p>従量料金単価の変更</p>	<p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1635 296 2484 338"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>47.94円</td> </tr> </table> <p>5. 料金表D</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1635 478 2484 520"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>4,401.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1635 569 2484 611"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>40.77円</td> </tr> </table> <p>[3部料金]</p> <p>6. 適用</p> <p>以下のいずれかに該当する個別契約の場合に選択することができます。</p> <p>(1) この約款のI.3(33)の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の個別契約</p> <p>(2) この約款のI.3(33)の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合で、契約年間託送供給量が20万立方メートル以上の個別契約</p> <p>7. 料金表E</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1635 1171 2484 1213"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>210.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1635 1262 2484 1304"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>330.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1635 1352 2484 1394"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>9.22円</td> </tr> </table> <p>8. 料金表F</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1635 1535 2484 1577"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>41,876.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1635 1625 2484 1667"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>330.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1635 1715 2484 1757"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>8.22円</td> </tr> </table> <p>9. 料金表G</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1635 1898 2484 1940"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>458,542.00円</td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	47.94円	1か月及び1個別契約につき	4,401.00円	1立方メートルにつき	40.77円	1か月及び1個別契約につき	210.00円	1立方メートルにつき	330.00円	1立方メートルにつき	9.22円	1か月及び1個別契約につき	41,876.00円	1立方メートルにつき	330.00円	1立方メートルにつき	8.22円	1か月及び1個別契約につき	458,542.00円
1立方メートルにつき	50.19円																																									
1か月及び1個別契約につき	4,401.00円																																									
1立方メートルにつき	43.02円																																									
1か月及び1個別契約につき	210.00円																																									
1立方メートルにつき	330.00円																																									
1立方メートルにつき	9.59円																																									
1か月及び1個別契約につき	41,876.00円																																									
1立方メートルにつき	330.00円																																									
1立方メートルにつき	8.59円																																									
1か月及び1個別契約につき	458,542.00円																																									
1立方メートルにつき	47.94円																																									
1か月及び1個別契約につき	4,401.00円																																									
1立方メートルにつき	40.77円																																									
1か月及び1個別契約につき	210.00円																																									
1立方メートルにつき	330.00円																																									
1立方メートルにつき	9.22円																																									
1か月及び1個別契約につき	41,876.00円																																									
1立方メートルにつき	330.00円																																									
1立方メートルにつき	8.22円																																									
1か月及び1個別契約につき	458,542.00円																																									

2. 変更しようとする部分を明らかにした託送供給約款の新旧対照表

変更前の託送供給約款	備考	変更後の託送供給約款												
<p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" data-bbox="302 296 1154 342"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>330.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="302 390 1154 436"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>7.59円</td> </tr> </table> <p><u>低圧導管利用に係る従量料金単価加算額</u></p> <p>この約款のI. 3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。</p> <table border="1" data-bbox="302 705 1154 751"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>1.97円</td> </tr> </table> <p>以下、略</p>	1立方メートルにつき	330.00円	1立方メートルにつき	7.59円	1立方メートルにつき	1.97円	<p>従量料金単価の変更</p>	<p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1638 296 2490 342"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>330.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1638 390 2490 436"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>7.22円</td> </tr> </table> <p><u>低圧導管利用に係る従量料金単価加算額</u></p> <p>この約款のI. 3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。</p> <table border="1" data-bbox="1638 705 2490 751"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>1.97円</td> </tr> </table> <p>以下、略</p>	1立方メートルにつき	330.00円	1立方メートルにつき	7.22円	1立方メートルにつき	1.97円
1立方メートルにつき	330.00円													
1立方メートルにつき	7.59円													
1立方メートルにつき	1.97円													
1立方メートルにつき	330.00円													
1立方メートルにつき	7.22円													
1立方メートルにつき	1.97円													